

ベネルクス3カ国、特許管理のIT協力を合意

2011年7月12日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ベネルクス知的財産庁 (BOIP) は、7月6日、ベネルクス3カ国の特許管理に関するIT協力的について、ベネルクス知的財産庁の管理理事会が承認した旨、プレスリリースを行った。

BOIP は、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクのベネルクス3カ国によって設立された広域知的財産庁であり、主に商標と意匠の登録業務を行っている。現段階では具体的な協力内容が示されていないものの、今後はベネルクスの3カ国間で特許についての協力も促進することが期待される。

BOIP のプレスリリースによれば、第1段階としてITロードマップの作成を開始し、10月の管理理事会の特別会合において、そのITロードマップが加盟国によって定義された前提条件を満たすものであるかを決定するとしている。そして、ITロードマップが全ての前提条件を満たす場合には、その次の段階を実施するために外部の業者との契約が行われることになる。

本協力の主な利点として、ITシステムの開発、メンテナンス、サポート、ホストを協働で実施できるようになるので、スケールメリットを得られることが示されている。また、ユーザーにとっても利益をもたらすものであり、実施規則、管理手続、および、業務手続をより効率的に調和することが可能となることによって、3加盟国のサービス品質を向上できるとしている。

－ BOIP のプレスリリースは、以下参照 －

[BENELUX IT PATENT MANAGEMENT PARTNERSHIP](#)

(以上)